

第4章 入学・再入学・休学・転学・退学・除籍

(入学の時期)

第 11 条 入学は毎学年度の始めに行なう。

(入学資格)

第 12 条 本学に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 六 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(入学の出願)

第 13 条 入学志願者は、本学指定の書類を提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第 14 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 15 条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、第 35 条別表4に定める入学金を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 16 条 本学を退学した者または除籍となった者が再入学を願い出た場合、欠員のある時に限り教授会の議を経て学長が許可する。

2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

(休学)

第 17 条 病気その他の事由により6ヶ月以上学習を中止しようとするときは、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学願いについては、病気の場合は原則として本学学校医又は保健所長その他の医師の診断書を添え、その他の場合は詳細なる事由書を添えて提出し、教授会の議を経て学長が決定する。

(復学)

第 18 条 前条により休学の許可を受けた者が、その事由の止んだときは、復学することができる。

2 休学者は学年の始めでなければ復学することができない。

(休学の期間)

第 19 条 休学期間は通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は第6条第2項の在学年限に算入しない。

(転学)

第 20 条 他の短期大学に転学しようとする者は、その旨を願い出、教授会の議を経て学長が決定する。

2 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

(退学)

第 21 条 退学しようとする者は、その旨を願い出、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

2 但し、疾病のため退学しようとする者は、第 17 条第2項の医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第 22 条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

一 第6条第2項に定める在学年限を超えた者

二 第 19 条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 長期にわたり行方不明の者